

事務室だよ

事務的な立場からちょっとした情報発信をしていきます。

「分かりやすく」お伝えできるよう心がけていきますので、是非最後まで読んでいただければと思います。

今回は「給食費」についてです！

学校給食法第 11 条の規定に基づき、各自治体において実施しています。いわき市では今年度より第 3 子以降無償化となりました。対象となる例につきましては下の表を確認いただき、詳しい内容については別紙をご覧ください。

対象となる例	第 1 子	第 2 子	第 3 子	第 4 子	対象者
	高校生	中学生	小学生○	—	第 3 子が対象
高校生	中学生	小学生○	小学生○	第 3 子、第 4 子が対象	
大学生	高校生	中学生×	小学生○	第 1 子は要件の対象外となるため、第 2 子から数え 3 人目となる第 4 子が対象	
大学生	高校生	小学生×	—	第 1 子は要件の対象外となるため、第 2 子から数え 2 人目となる第 3 子は対象外	

49,080 円を一年に通して割っているため、夏休みがある 8 月なども同じ額で集金しています。

☆ $49,080 \text{ 円} \div 12 \text{ か月} = 4,090 \text{ 円}$

藤原小学校では、給食費をはじめほとんどの集金をゆうちょ銀行の口座振替で行っています。金銭トラブル防止の為、ご協力ください。

